

別表第五 エスカレーター

1(1)機械室内の状況

<～H29.3>

(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
機械室内の状況	(略) (新設)	(略) (新設)	(略) (新設)



<H29.4～>

(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
機械室内の状況	(略) 汚損の状況	(略) 目視により確認する。	(略) 機器の作動に影響を及ぼすおそれのある汚損があること。

1(3)制御器:接触器、継電器及び運転制御用基板

<～H29.3>

(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
制御器 接触器、継電器及び 運転制御用基板	(略) 電動機主回路用接触器の主接点の状況	(略) 目視により 確認 する。	(略) イ 著しい摩耗があること。
	(新設)	(新設)	ロ 変形があること。 (新設)



<H29.4～>

(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
制御器 接触器、継電器及び 運転制御用基板	(略) 電動機主回路用接触器の主接点の状況	(略) 目視により 確認し、交換基準に従って交換されているか確認 する。	(略) イ 著しい摩耗があること 又は交換基準に従って交換されていないこと。
	ブレーキ用接触器の接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	ロ 変形があること。 イ 著しい摩耗があること 又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。

1(8)ブレーキ

<～H29.3>

(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
ブレーキ	(略) ブレーキ制動時のプランジャーの状況	(略) 踏段を保持している状態において目視 又は触診により確認 する。	(略) イ プランジャーが他の機器等と干渉していること又はプランジャーの 余裕ストロークがないこと。 (新設)
	(略)	(略)	(略)



<H29.4～>

(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
ブレーキ	(略) ブレーキ制動時のプランジャーの状況	(略) 踏段を保持している状態において目視 により確認し、ストロークを測定 する。	(略) イ プランジャーが他の機器等と干渉していること又はプランジャーの ストロークが要正となる基準値から外れていること ロ プランジャーの ストロークが要重点点検となる基準値から外れていること。
	(略)	(略)	(略)

別表第五 エスカレーター

1(10)駆動鎖(駆動鎖を設けたものに限る。)

<～H29.3>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
駆動鎖(駆動鎖を設けたものに限る。)	(新設)	(新設)	(新設)
	(略)	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)



<H29.4～>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
駆動鎖(駆動鎖を設けたものに限る。)	駆動鎖の張りの状況	鎖を揺らし、その振幅を測定する。	振幅が基準値から外れていること。
	(略)	(略)	(略)
	駆動鎖の伸びの状況	駆動鎖の伸びを測定する。	イ 駆動鎖の伸びが要是正となる基準値を超えていること。 ロ 駆動鎖の伸びが要重点点検となる基準値を超えていること。
	駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれ	駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれを測定し、又はスプロケットの歯面を目視により確認する。	イ 駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれが要是正となる基準値を超えていること又はスプロケットの歯面に傷若しくは欠損があること。 ロ 駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれが要重点点検となる基準値を超えていること。
	給油の状況	目視により確認する。	給油が適切でないこと。

3(6)踏段鎖、ベルト又は踏段相互のすき間

<～H29.3>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
踏段相互のすき間	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
	すき間の状況	上水平部において最も大きい踏段相互のすき間を測定する。	イ 平成12年建設省告示1417号第1第二号(速度が途中で変化するエスカレーターにあっては、特殊告示第2第三号ハ)の規定に適合しないこと。 ロ 平成12年建設省告示1417号第1第二号(速度が途中で変化するエスカレーターにあっては、特殊告示第2第三号ハ)に定める基準の0.95倍を超えていること。



<H29.4～>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
踏段鎖、ベルト又は踏段相互のすき間	踏段鎖の給油の状況	目視により確認する。	給油が適切でないこと。
	ベルトの劣化の状況	目視により確認する。	剥離、摩耗、亀裂又はたるみがあること。
	踏段相互のすき間	上水平部において最も大きい踏段相互のすき間を測定する。	イ 平成12年建設省告示1417号第1第二号(速度が途中で変化するエスカレーターにあっては、特殊告示第2第三号ハ)の規定に適合しないこと。 ロ 平成12年建設省告示1417号第1第二号(速度が途中で変化するエスカレーターにあっては、特殊告示第2第三号ハ)に定める基準の0.95倍を超えていること。